

諸課題検討会記録

令和8年5月22日（金）

杉並区議会

目 次

正副会長の選出	3
諸課題検討会設置要綱について	4
検討課題について	4
今後の検討の進め方	5
次回の開催予定	6

諸課題検討会記録

日 時	令和8年5月22日(金) 午後3時08分～午後3時18分	
場 所	第3・4委員会室	
出席委員 (14名)	会 長 吉 田 あ い 委 員 脇 坂 たつや 委 員 富 田 た く 委 員 川原口 宏 之 委 員 安 田 マ リ 委 員 ブランシャール明日香 委 員 倉 本 み か	副 会 長 奥 山 た え こ 委 員 浅 井 くにお 委 員 小 池 めぐみ 委 員 斉 藤 り か 委 員 松 本 浩 一 委 員 鈴 木 ちづる 委 員 横 田 政 直
欠席委員	(なし)	
委員外出席	(なし)	
出席説明員	(なし)	
事務局職員	事 務 局 長 秋 吉 誠 吾 議 事 係 長 蓑 輪 悦 男	事 務 局 次 長 村 野 貴 弘 担 当 書 記 上 田 直 輝

(午後 3時08分 開会)

事務局次長 諸課題検討会を開会いたします。

本日は、委員改選後初めての検討会となりますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行させていただきます。

《正副会長の選出》

事務局次長 それでは、初めに正副会長の選出を行います。

諸課題検討会設置要綱第3条第2項の規定により、会長は委員の互選によって選出すると規定されておりますが、いかがいたしましょうか。

脇坂委員 吉田あい委員を推薦したいと思います。

事務局次長 推薦がありましたので、吉田あい委員を会長にお願いしてはいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

事務局次長 異議がありませんので、吉田あい委員に会長をお願いしたいと思います。

吉田委員は会長席へ移動をお願いいたします。

会長 御推挙いただきましてありがとうございます。

諸課題検討会ということで、議運から回ってきた議会での様々な諸課題について、この場で皆さんと審議していきたいと思います。特にここにいらっしゃる皆様には、それぞれの課題について各会派に持ち帰ってもんでいただいて、そしてまたそれを持ってきていただくという、ちょっとお手をかけることも多いかと思いますが、ぜひお力をいただいて、円滑な審議ができるように、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、これより副会長の選出をいたします。

設置要綱第4条第2項の規定では、副会長は会長が指名すると規定されております。

副会長には奥山たえこ委員を御指名いたしますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会長 異議ないものと認めます。副会長は奥山たえこ委員に決定いたしました。

副会長に就任の挨拶をお願いいたします。

副会長 御推挙いただきましてありがとうございます。

御存じのとおり、こちらの会のテーマはもう何年越しにもなっているので、今回決まらないとまた塩漬けになってしまうというような問題でございますけれども、ぜひ皆様の御協力をいただきながら、私、会長を支えてさくさくと進めばいいなと思っております。よろしく申し上げます。

会長 議題に入る前に、皆様をお願いを申し上げます。

最初に資料についてですが、本日は、新しいメンバーで初めての会議ということもあり、紙で資料をお配りしております。しかしながら、昨年度は全委員パソコンをお持ちいただき、SideBooks を利用してペーパーレスで開催したと聞いております。次回から紙での資料配付は行いませんので、各自パソコンを御持参いただくようお願いいたします。

また、発言の際は着座のまま構いませんが、速記者の方が入っている会議体ですので、私の指名を受けてから発言いただくようお願いいたします。

《諸課題検討会設置要綱について》

《検討課題について》

会長 それでは、諸課題検討会設置要綱についてと次の検討課題を併せて、事務局から説明をお願いいたします。

議事係長 最初に、資料1、杉並区議会諸課題検討会設置要綱を御覧ください。

第1条「設置」についてです。「議会運営委員会が指定する課題を検討するため、杉並区議会諸課題検討会を設置する。」とされております。課題については、この後、御説明いたします。

他の条文につきましては記載のとおりですが、後半のほうを若干御説明させていただきます。

第8条「会議の公開」ですが、「検討会は、公開とする。」傍聴人の方も入られることもございますので、御了承願います。

第9条「記録」ですが、議会運営委員会の理事会に倣い、要点筆記で作成し、次回の会議等で確認した上、議会のホームページにも掲載する予定でございます。

第10条「報告」ですが、「検討した結果を議会運営委員会に報告する。」ということになっております。何らかの報告書を最終的に検討会でまとめる必要がございます。

最後、第12条、附則の2、「この要綱は、令和9年4月30日限り、その効力を失う。」とされております。皆様の議員任期中に検討を終える必要がございます。

要綱の説明は以上です。

次に、資料2、検討課題のほうを御覧ください。

昨年5月15日、議会運営委員会で決定された3点の課題です。

1番目、議員定数の見直しについては、本年3月19日の議会運営委員会に報告し、検討は終了しております。

今回の検討会で検討していただく課題は、以下の2つになります。

2、願意が満たされた請願・陳情の取扱い。請願・陳情の取扱いについて、既に願意が満たされた場合の審査結果は各会派によって解釈が異なっており、杉並区議会としての対応について統一すべく協議していただきたい。

3、本会議場での質疑時間や年間持ち時間制度の導入。本会議場での質疑は会派の人数によって配分されることで公平性が担保されることと考えるため、会派・1人当たりの年間持ち時間制度導入の検討をしていただきたい。

説明は以上でございます。

会長 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

《今後の検討の進め方》

会長 では、続いて今後の検討の進め方です。

最初に私からお話をさせていただきます。

事務局から説明がありましたが、本検討会は議員の任期終了で役目を終えますので、それまでに2つの課題を検討し、議会運営委員会に報告する必要があります。

検討のスケジュール案について申し上げます。

議員任期を考えますと、検討結果の報告後、議運で検討する期間も考慮する必要があるかと思えます。そのため、課題の2つ目である願意が満たされた請願・陳情の取扱いについては、2定中に検討会をもう一度開催し、その後、3定までに少なくとも1回開催する予定といたします。仮に意見の一致が見られなかった場合であっても、その時点での状況を取りまとめ議運に報告することにより、本課題については一区切りとしたいと考えております。課題3つ目の本会議での質疑時間や持ち時間については、3定から4定終了までに検討とまとめを行うことを目指し、年内に本検討会を全て終了したいと考えています。

皆様お忙しいかと思えますので、できるだけ効率よく検討するため、事務局には事前に各課題の根拠規定や他区の状況など早めに調査していただき、それらを基に議会で検討し、昨年度の議員定数の検討方法を参考にしましたが、課題に対する意見については、会議終了後、各会派にお持ち帰りの上、次回の会議までに文書で提出していただき、それを基に意見を整理するようなやり方で進められればと思っております。

ただいまの説明について、御質問や意見等がありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 ないようですので、本日の検討を終了いたします。

《次回の開催予定》

会長 最後に、次回の諸課題検討会の開催予定についてですが、皆さんいらっしゃいます
2定最終日6月12日、本会議終了後に開催することでいかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

会長 では、そのように決定いたします。

ほかに意見はありませんか。

小池委員 本会議終了後に広報委員会もあるので、時間を調整していただければと思います。
す。

会長 分かりました。そこは事務局と調整しながら進めたいと思います。

ほかに意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会長 それでは、次回の諸課題検討会は、6月12日、本会議終了後、広報委員会との時間を調整しながら開催することに決定したいと思います。

本日の検討会はこれで終了いたします。

(午後 3時18分 閉会)